

# 東桂中学校いじめ防止基本方針

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

東桂中学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。(いじめ防止対策推進法第2条)

### 3 いじめに関する基本的認識

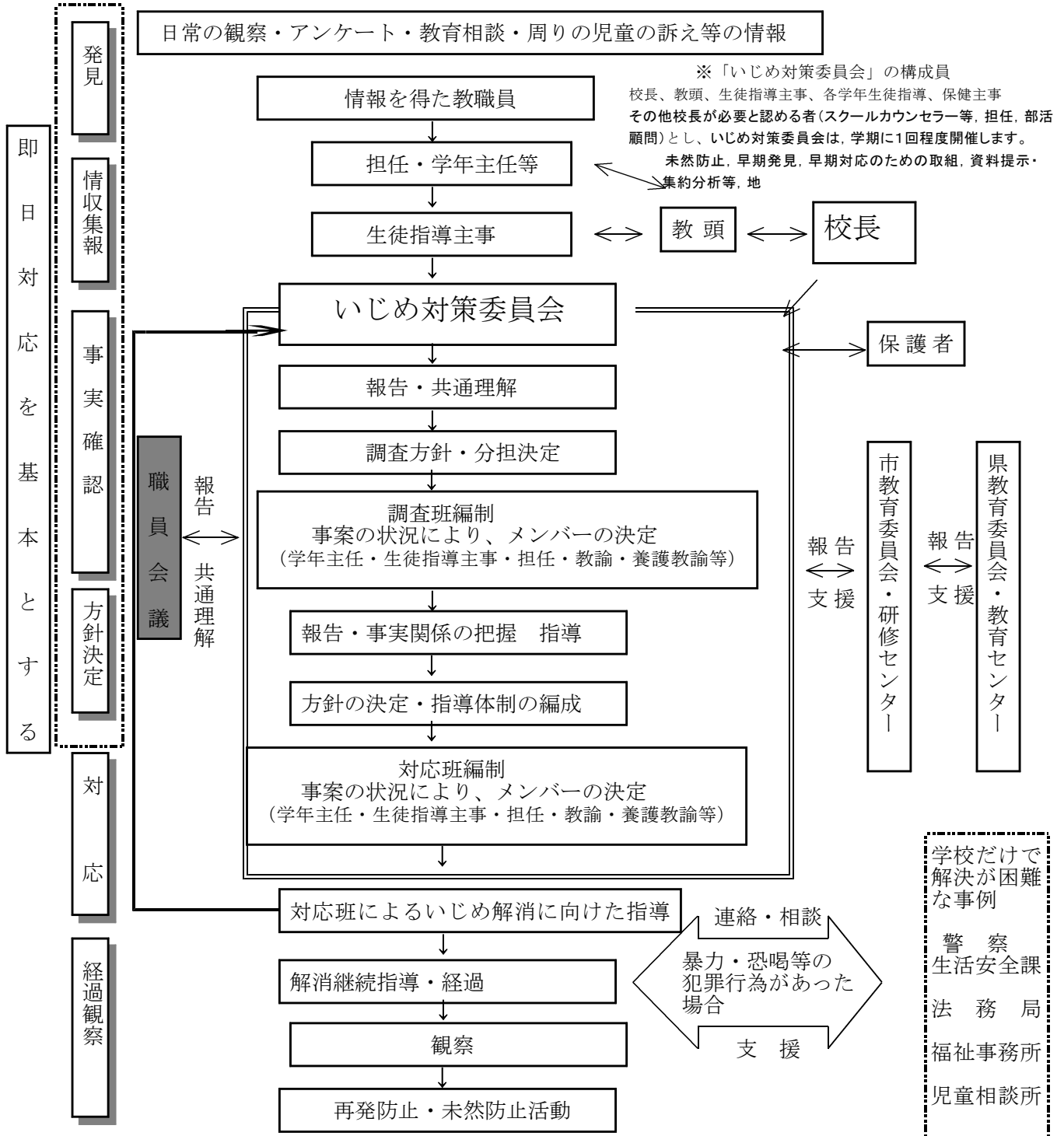
「いじめ問題」には、いかのような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- (1)いじめは、人間として決して許されない行為です。
- (2)いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることであります。
- (3)いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
- (4)いじめは、様々な様態があります。

## II いじめ対策の組織

### いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ・教職員がいじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を経て、組織的に取り組む。



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが大切である。  
生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合  
・速やかに市教育委員会・教育事務所、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。  
・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

### Ⅲ 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことです。全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していきます。そのため、以下のことを実践していきます。

#### 1 いじめの未然防止

- (1) いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- (2) いじめに関する校内研修の計画、実施
- (3) いじめに関する授業の実施、生徒会等による取組への支援
- (4) 学校評価による検証と基本方針の見直し

### Ⅳ 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められます。そのため、日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。

また、定期的にアンケートの調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え実態把握に努め、全教職員で情報を共有し、保護者とも連携して取り組みます。

そのために、以下のことを実践していきます。

#### 1 いじめの早期発見のための実践

- (1) 速やかな対応策の検討、実施
- (2) 加害生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等
- (3) 被害生徒やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- (4) 警察等との情報共有
- (5) 保護者との情報共有

#### 2 いじめに関する重大事態の対応

- (1) 教育委員会への報告と連携
- (2) 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- (3) 被害生徒への緊急避難措置の検討、実施
- (4) 加害生徒への懲戒や出席停止の検討
- (5) 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- (6) いじめ対策緊急保護者会の開催
- (7) 教育委員会が設置する組織との連携・協力

#### 3 いじめの早期発見の手立て

- (1) アンケート調査
- (2) 生活ノート
- (3) 教育相談(二者懇談・三者懇談等)
- (4) 日々の観察
- (5) 保健室での観察
- (6) 保護者からの相談
- (7) 地域の方からの情報

## V いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導します。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たります。

### 2 いじめへの対応

- (1)いじめられた生徒又はその保護者への支援
- (2)いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- (3)いじめが起きた集団への働きかけ
- (4)ネット上のいじめの対応
- (5)いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談します。

いじめが重大事態と判断された場合は、設置者の指示に従って必要な対応をします。

## VI その他留意事項

### 1 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。

### 2 教育相談日等の設定

教育相談日等を設定し、生徒と向き合う時間を確保します。

### 3 学校評価の充実

従来通り、学校評価の項目にいじめ問題を掲げ評価・分析を行い、またチェックリストの作成・実施を行っていきます。

### 4 関係機関等との連携

監督官庁や警察、地域等の関係機関と連携を図り必要な支援を受けます。